

八戸市農業委員会 8 月総会議事録

日時：令和5年8月10日（木）午後1時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員

農業委員 19 名中 19 名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 出	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 出	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 出
9 番 森 光男 出	10 番 中村 正記 出	11 番 阿達 福壽 出	12 番 三浦 豊 出
13 番 田名部 浩 出	14 番 谷地 秀典 出	15 番 木村 武美 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 加藤 浩幸 出	18 番 籠田 悦子 出	19 番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 22 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 梅津 孝敏 出	14 番 橘 由正 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 岩崎 聖山 出
17 番 谷川 幸雄 出	18 番 西 国彦 出	19 番 松石 香織 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 村上 正人 出	22 番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農地GL）中里 紀文、 農政GL 山崎 真史、
主幹 柏村 幸、主事 若佐谷 龍太、主事 宮本 朋佳

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
会長	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
松橋事務局長	事務局の松橋から御報告いたします。 本日は、全員出席でございます。
松橋事務局長	それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。 唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。
会長職務代理者	八戸市農業委員会、リフレッシュした、それも今日は全員出席ということですね、憲章を唱和したいと思います。今まで、私がずっとこの憲章を毎月しゃべってきましたけども、今度からですね、農業委員皆さんで順番に唱和して頂くことに運営協議会の方で決定しましたので、順番は逆周りということで、来月9月12日は赤坂英夫委員から、唱和のリードをして頂ければと思います。そして、初めてやる方は、こういう形でやるんだなということを覚えて頂いてやっていただければいいかと思います。一番最初ですので、皆さん元気よく、八戸市農業委員会憲章唱和宜しくお願い致します。
	【憲章唱和】
松橋事務局長	ありがとうございました。 それでは、会長、よろしくお願いいたします。
会長	本日は暑さの厳しい中御出席頂きましてありがとうございます。農業委員、推進委員共に揃っての初めての総会ですけども、これから三年間お互いに協力し情

報を共有し、農業委員会業務に努めて頂ければと思っております。それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議を頂きますよう宜しくお願いいたします。

会長

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、3 番 内沢 豊 委員、4 番 外館 政博 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 33 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

中村委員

中村から報告いたします。去る 7 月 27 日、市庁本館地下会議室 A において、番号 21 番から番号 23 番までを調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願います。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世

帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 21 番

はじめに番号 21 番について報告いたします。調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、麦、大豆、大根、白菜、かぶです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は約500m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は25年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女1人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、田植機各1台を父親から借用、コンバイン1台を市川地区大豆転作営農組合で共用することです。

3条 22 番

続きまして、番号 22 番について報告いたします。

調査には、受人は本人が、渡人は共有者のうち1人が代表して委任を受け出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約2km、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は65年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女2人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、乾燥機3台、トラクター2台、田植機、コンバイン、軽トラック、2tトラック各1台を所有しております。

3条 23 番

続きまして、番号 23 番について報告いたします。

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は、1年間の解除条件付賃貸借です。なお、解除条件付の貸借とは、農地所有適格法人以外であって、農地法第3条第3項の規定により例外的に許可をされる法人が、農地を適正に利用していない場合に貸人から一方的に契約を解除され

ることが条件となっている貸借のことです。申請理由は、借人は新規就農のため、貸人は借人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における借人の作付計画は、ミニトマトです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約9.5 km、耕作道あり、借人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は5年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。農業従事者は男1人で、兼業者です。農機具保有状況は、軽トラック1台を所有しております。調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

松橋委員

23 番について御質問いたします。新規就農ということですが、3反部ぐらいの内の360 m²を借りる。ミニトマトをやる、ハウスだと思うのですが、300 m²位でも新規就農というのに当てはまるのか説明をお願いいたします。

若佐谷主事

事務局の若佐谷から回答いたします。今年の四月から下限面積3,000 m²の要件が無くなっておりますので、面積は大小関わらず農地取得できます。今まで、農地の権利を持っていなかった者が、新たに権利を取得して農業を行うということが新規就農になりますので、今回の案件についても新規就農ということになります。

会長

その他御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 3

次に、日程第 3、議案第 34 号、令和 5 年度第 5 号八戸市農用地利用集積計画

会長

の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から、議案第 34 号、令和 5 年度第 5 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の 3 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借 19 件、使用貸借 8 件の計 27 件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 5 名、貸し手 27 名で、利用権設定面積は、合計 164,771 m²でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積 1 番、2 番

番号 1 番から番号 2 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4 年 8 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額 2,000 円でございます。

番号 3 番から資料 7 ページの番号 27 番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用集積 3 番～10 番

番号 3 番から資料 4 ページの番号 10 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、長いもを作付けするために、番号

	3番と番号5番から資料4ページの番号10番までは5年間賃貸借、番号4番は5年間使用貸借するもので、賃借料につきましては、番号3番が年間総額270,000円、番号5番が年間総額80,000円、番号6番が年間総額165,000円、資料4ページの番号7番が年間総額30,000円、番号8番が年間総額120,000円、番号9番が年間総額40,000円、番号10番が年間総額50,000円でございます。
利用集積11番 ～21番	番号11番から資料6ページの番号21番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号11番から資料6ページの番号19番までは長いもを作付けするために5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号11番が年間総額80,000円、番号12番が年間総額100,000円、資料5ページの番号13番から番号14番が年間総額60,000円、番号15番が年間総額100,000円、番号16番が年間総額40,000円、番号17番が年間総額60,000円、番号18番が年間総額65,000円、番号19番が年間総額50,000円でございます。番号20番から番号21番は水稻を作付けするために5年間使用貸借するものでございます。
利用集積22番 ～25番	番号22番から資料7ページの番号25番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために5年間使用貸借するものでございます。
利用集積26番、 27番	番号26番から番号27番は同一の借り手によるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号26番は4年3か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては10a当たり6,800円、番号27番は2年10か月間使用貸借するものでございます。 公告年月日は、令和5年8月16日を予定しております。 以上、説明を終わります。
会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。 (なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

次に、日程第 4、報告第 30 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出に

会長

ついては、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

宮本主事

事務局の宮本から御報告いたします。この案件は、相続等届出の 7 月分でございます。資料の 9 ページをお開き願います。

相続等 84 番～97 番

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料 9 ページの番号 84 番から資料 13 ページの番号 97 番までの計 14 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料 9 ページの番号 84 番から番号 86 番までが有り、その他は無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長	御質疑なしと認めます。
日程第 5	次に、日程第 5、報告第 31 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地 転用届出について、及び日程第 6、報告第 32 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の 規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりま すので、事務局から報告をお願いいたします。
日程第 6	
会長	
若佐谷主事	事務局の若佐谷から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 4 条及び 5 条農地転用届出の 8 月分でございます。 はじめに、4 条届出につきまして御報告いたします。資料の 15 ページをお開 き願います。 申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでご ざいます。
4 条 12 番	番号 12 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 番号 13 番、転用目的は集合住宅 1 棟建築でございます。 続きまして、5 条届出につきまして御報告いたします。資料の 17 ページをお 開き願います。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載 のとおりでございます。
4 条 13 番	
5 条 52 番	番号 52 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 番号 53 番、番号 54 番、転用目的は宅地分譲でございます。 次ページをお開き願います。
5 条 53 番、54 番	
5 条 55 番	番号 55 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 番号 56 番、転用目的は宅地分譲でございます。 次ページを御覧願います。
5 条 56 番	
5 条 57 番	番号 57 番、転用目的は建売住宅 2 棟建築でございます。 番号 58 番、番号 59 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5 条 58 番、59 番	

5条 60 番	番号 60 番、転用目的は公衆用道路でございます。
5条 61 番	番号 61 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 62 番	番号 62 番、転用目的は集合住宅 1 棟建築でございます。
	いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
	以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 7	次に、日程第 7、報告第 33 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。
会長	それでは、事務局から報告をお願いいたします。
宮本主事	事務局の宮本から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 7 月分でございます。資料の 21 ページをお開き願います。
	賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
18 条 9 番～13 番	番号 9 番から資料 22 ページの番号 13 番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。
18 条 14 番	番号 14 番は、農地法 3 条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。
会長	受理通知年月日は、令和 5 年 8 月 17 日を予定しております。
	以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 8

次に、日程第 8、報告第 34 号、農地改良届出についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

若佐谷主事

事務局の若佐谷から御報告いたします。この案件は、農地改良届出の 7 月分でございます。資料の 23 ページをお開き願います。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

農地改良 3 番

番号 3 番、着工年月日は令和 5 年 8 月 1 日で、使用する土の採取場所は大字尻内町字福田地 13-1 とのことでございます。届出年月日及び受理年月日は令和 5 年 7 月 20 日でございます。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後 2 時 30 分)

|